

施設拡充及び改善事業並びに動物購入事業に  
寄附の行為のあった者に対する感謝状等の取扱い要領

- 1 この要領は、動物園の施設拡充及び改善事業並びに動物購入事業に寄附の行為のあった者に対する感謝状等の贈呈について必要な事項を定める。
- 2 感謝状は、次の各号の一に該当する者に贈呈する。
  - (1) 寄附金の額が50万円以上の個人
  - (2) 寄附金の額が100万円以上の法人その他の団体
  - (3) 前2号に定める者のほか、特に市長が必要があると認めるもの
- 3 礼状は、次の各号の一に該当するものに発送する。
  - (1) 前項に該当する者以外の者で寄附金の額が10万円以上のもの
  - (2) その他特に市長が必要があると認めるもの
- 4 寄附物件については、時価に金額換算をして対応する。
- 5 感謝状の贈呈は、必要な都度市長が行う。
- 6 感謝状及び礼状の様式は、別に定める様式とする。

附 則

この要領は、平成19年5月10日から施行する。